

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 12 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第 51 号）

・永岡文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）石橋林太郎君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、牧義夫君（立憲）、梅谷守君（立憲）、堀場幸子君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

石橋林太郎君（自民）

著作権法の一部を改正する法律案について

- ア 本改正案の意義及び目的
- イ 現行の裁定制度と新たな裁定制度の違い
- ウ 二つの裁定制度を一つにまとめることが可能かの確認
- エ 新たな裁定制度の利用者及び権利者にとってのメリット
- オ 同一の組織が登録確認機関と指定補償金管理機関の双方のサービス提供を担うことが可能かの確認
- カ 新たな裁定制度における補償金の額の決定方法及び具体額
- キ 立法及び行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置において権利制限の対象外とされる権利者の利益を不当に害する場合の具体例

鰐淵洋子君（公明）

著作権法の一部を改正する法律案について

- ア 本改正案の意義
- イ 新たな裁定制度について、他人の著作物を利用する場合には著作権者の許諾を得るという著作権法の基本原則を転換するものではないことの確認
- ウ 新たな裁定制度により著作物を利用された権利者が裁定の事実や利用の状況等を把握できるよう公表方法を工夫する必要性
- エ 著作物等保護利用円滑化事業の具体的な内容
- オ 改正法施行までの間に個人クリエイターを含めた著作権者に対して新たな裁定制度の趣旨・内容を確実に周知する必要性
- カ 海賊版サイトの根絶に向けた総合的な対策の必要性

牧義夫君（立憲）

- (1) 学校給食費の無償化に向けた取組に関する永岡文部科学大臣の見解
- (2) e スポーツはスポーツか否かに関するスポーツ庁の見解
- (3) 2026 年に予定されているアジア競技大会の開催に向けた政府の支援策
- (4) 文化庁の京都移転によるメリット及びデメリット
- (5) 旧統一教会をめぐる諸問題について

- ア 文化庁宗務課が問題収束まで東京で業務を続けるとする問題収束の状態
- イ 旧統一教会に対する解散命令請求を問題収束とすることについての永岡文部科学大臣の見解
- ウ 新興宗教団体、カルト教団などの問題への対応も踏まえた宗務課の京都移転の時期
- エ カルト教団による新入学生への勧誘に対する文部科学省の取組

- (6) 著作権法について
 - ア 令和2年改正法について
 - a 法改正後の著作権法違反の摘発数及び摘発例
 - b 違法にアップロードされたものをダウンロードした者の摘発例
 - c リーチサイトの開設者と、ダウンロードを行った者の量刑のバランスの妥当性
 - d 著作権侵害による損害賠償の在り方
 - イ 著作権法の一部を改正する法律案について
 - a 未管理公表著作物等について具体的なイメージの明示など理解増進に努める必要性
 - b 著作者不明の著作物に係る補償金の額
- (7) 入試問題等の著作権について
 - ア クロスワードパズルやクイズ番組等のクイズ問題に対する著作権の有無
 - イ 入試問題の予備校等での二次利用による、大学の逸失利益を放置すべきでないとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解

梅谷守君（立憲）

- (1) 著作権法の一部を改正する法律案について
 - ア 裁定制度について
 - a 現行の裁定制度の利用件数
 - b 新たな裁定制度の利用件数及び補償金の支払いの見込み
 - c 権利者への補償金の支払い状況の継続的なチェックと施行後の再検証の必要性
 - イ 補償金請求の時効について
 - a 補償金請求に係る期限の有無
 - b 補償金請求権を時効で消滅させるべきではないという考えについての永岡文部科学大臣の見解
 - c 時効を主張しないことを法律で明確化する必要性
 - ウ 登録確認機関について
 - a 指定補償金管理機関が登録確認機関を兼ねることができることの確認
 - b 登録確認機関のなり手についての文部科学省の見通し
 - c 指定補償金管理機関が登録確認機関を兼ねる場合に登録確認機関の赤字を指定補償金管理機関が補填することで権利者が受け取るはずの補償金が目減りする可能性
 - d 文化庁著作権課に登録確認機関の業務を担わせることについての文化庁の見解
- (2) AIと著作権の関係について
 - ア AIが作成したコンテンツの著作権の帰属先
 - イ AIが音声等の実演家の身体表現を基に新たな作品等を作成した場合の著作権侵害の考え方
 - ウ AIが作成したコンテンツに係るAIプログラムの作成者の権利
 - エ AIがインターネット上の作品を収集してコンテンツを作成した場合における収集された元の作品との権利関係
 - オ AIの関係する権利関係を整理する立法を課題発生に先んじて行う必要性
 - カ AIに係る国際ルールを主導して我が国のコンテンツを守っていくことについての永岡文部科学大臣の決意

堀場幸子君（維新）

- (1) 著作権法の一部を改正する法律案について
 - ア 一般社団法人又は一般財団法人である指定補償金管理機関に対する管理監督の方策
 - イ 新たな裁定制度において、国が未管理公表著作物等を利用するときには供託を要しないとされて

いる理由

- (2) AIによる類似著作物の作成が可能になってきた現状を踏まえ、クリエイターの著作権と最先端技術の向上のバランスについての永岡文部科学大臣の所見
- (3) DX時代の著作権の議論について
 - ア 権利者の許諾がないままデジタルコンテンツがNFT（非代替性トークン）化されてマーケットプレイスで販売される事例の発生を踏まえた著作権の議論、対応及び周知の遅れに対する永岡文部科学大臣の所見
 - イ メタバース空間での著作権の在り方
 - ウ AIのリテラシー教育の必要性